

# 文化財の保護と公開・利活用について ～都市公園奈良公園における茶室の復元整備を事例に～

岡崎 拓哉<sup>1</sup>

<sup>1</sup>奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室 (〒630-8501奈良県奈良市登大路町30)

高松塚古墳，平城宮跡等，県内の国指定特別史跡は10件を数え，全国の国指定特別史跡の16.4%を占めているように，本県は歴史的な経緯から数多くの文化財を有している。

このため，本県は埋蔵文化財の取扱い基準を定め，文化財保護に努めてきた一方で，近年，文化庁が文化財の公開・利活用を促進し，本県もその取組の一貫として様々な整備事業を展開していることから，これに伴う調査・計画・設計業務が今後増加することが予想される。

本報告では，文化財の保護と公開・利活用に資する取組の一例として，都市公園奈良公園に位置する高畑町裁判所跡地<sup>たかばたけちよう</sup>における「茶室の復元整備」を報告するものである。

キーワード 文化財の保護，公開・利活用，都市公園奈良公園，茶室の復元整備

## 1. はじめに

高畑町裁判所跡地（以下，「当該地」という。）は，都市公園奈良公園の南端に位置し，鷺池と周辺の樹林地が一体となった良好な風致景観が評価され1927年に国指定名勝奈良公園に追加指定を受けた箇所（約1.3ha）である。近鉄奈良駅からは直線距離で約1.2km，JR奈良駅からは約1.3kmに位置する。



図-1 当該地の位置

特に，当該地が位置する高畑町界隈は，明治期から大正期にかけて，志賀直哉旧居を中心に多くの文化人が交流を図り「高畑サロン」と呼ばれるほどの文化的な拠点であった。



図-2 昭和初期の高畑町界隈略図<sup>1)</sup>

## 2. 高畑町裁判所跡地の整備について

### (1) 成り立ち

当該地の成り立ちを紐解くと，江戸期までは興福寺の子院「松林院」が立地し，明治期から大正期にかけて大阪の財閥「山口家」が別荘地として利用，1951年に最高裁判所が所有し1995年まで家庭裁判所分室及び官舎として利用した後に，2005年に本県が国から買い入れ，2016年に都市公園奈良公園に編入したものである。

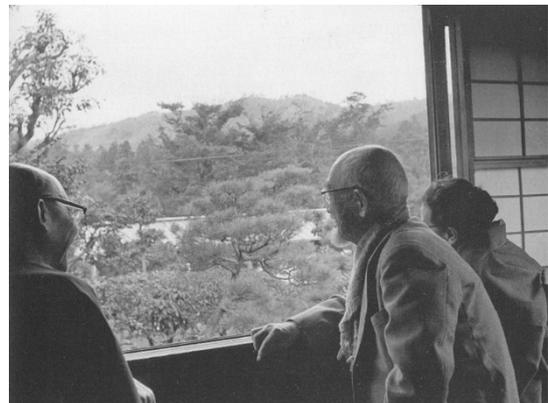


図-3 二階客間から若草山を望む志賀直哉（中央）<sup>2)</sup>

高畑町界隈は、奈良市内でも先行的に水道整備が行われたこともあり、京都市南禅寺界隈と並ぶほどの別荘地開発が進められた場所でもある。当該地もその一画として、山口家当主が、志賀直哉や武者小路実篤等の文化人や芸術家を招き、茶の湯を通じて交流を図っていた。

(2) 課題と整備目的

敷地内には、大正期に山口家が作庭した庭園が現存しており、近代の奈良公園を代表する庭園であると高く評価されている。これを受け、基礎資料の取得を目的に文献調査、発掘調査、庭園調査等を実施し、当該地の価値を①庭園、②風致林、③地形・地割、④興福寺子院松林院の遺構の4点にとりまとめた。

一方で、近年、園池護岸や石灯籠の毀損、竹林の繁茂や塀の倒壊、倒木による人身事故の発生等、十分に維持ができておらず、当該地の価値を損ねていた。



図-4 庭園の毀損状況

このような状況を踏まえ、本県は、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」(2011年策定)及び「奈良公園基本戦略」(2012年策定)に基づき、当該地の価値を公開・利活用するため、「日本が誇る庭園文化・茶の湯文化を感じることでできる場の再興」をコンセプトに、「歴史的・文化的価値の高い庭園を主役に、その両脇へ宿泊施設と交流・飲食施設を一体的に整備する」こととし、2020年のまちびらきを目指して整備を進めている。

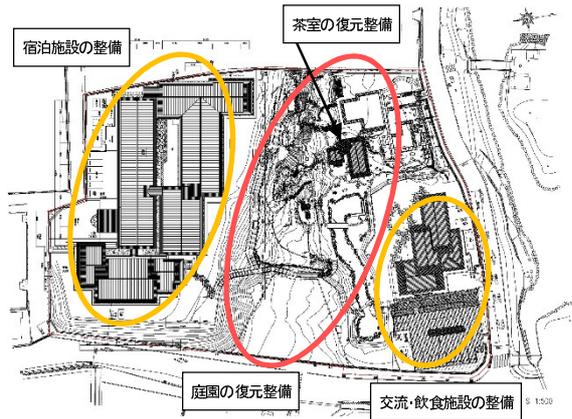


図-5 敷地全体の整備イメージ



図-6 交流・飲食施設(左)、宿泊施設(右)の整備イメージ

3. 茶室の復元整備について

当該地の整備は、民間活力を導入しながら行っている。その役割分担は、「本県が庭園を復元整備」、「民間事業者が宿泊施設と交流・飲食施設を整備」としており、本報告の主題としている茶室は、庭園の復元整備の一環として行っているものである。

名勝指定当時、当該地には庭園を中心に主屋2棟、茶室、腰掛待合、雪隠が建てられていた。敷地内では、巨石を用いた豪壮な滝や、高低差のある地形を巧みに生かした園路や石積み等、様々な眺望を楽しむことができる。このことは眺望を愛でての茶会が流行した大正期の特徴を色濃く残しており、その視点場として茶室は重要な役割を果たしていたことが、古写真及び古地図、庭園の空間構成から推測できる。また、山口家当主が茶家「藪内家」の一員として当該地で茶会を催し、実業家や政治家が訪れた史実からも茶室の重要性が伺える。

このため、茶室の設計検討に当たっては、古写真及び古地図、現存する沓脱石の位置等から、当時の配置、意匠形態、規模を推測し可能な限り復元に努めた。

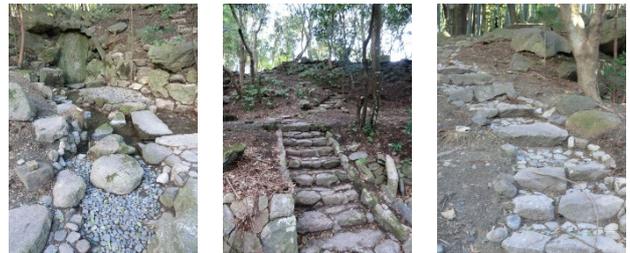


図-7 巨石を用いた滝(左) 地形を生かした園路(中央、右)

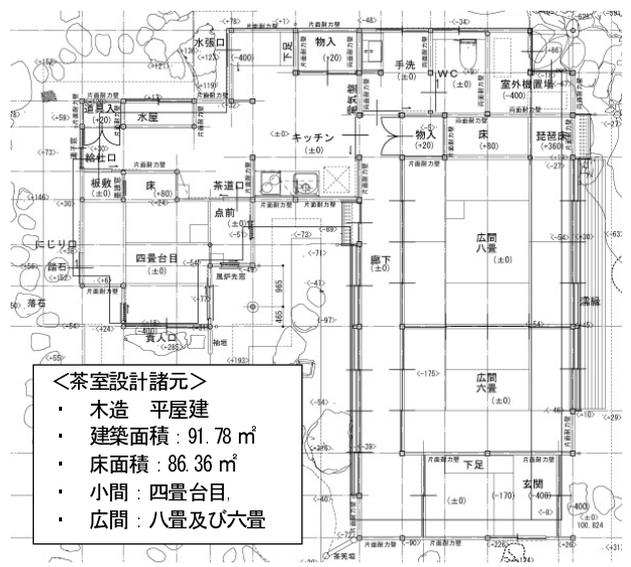


図-8 茶室計画平面図



図-9 大正期の茶室(左)、整備イメージ(右)

4. 設計段階における文化財への配慮事項について

(1) 性質が異なる二つの文化財

茶室周辺には、庭園の飛石が地上部に現存し、それ自体が芸術上又は鑑賞上価値が高いものとして、名勝奈良公園の指定を受ける当該地の価値の一部となっている。

一方で、地下部には、中世から近代に係る遺構が埋蔵文化財として二層構造のように存在することを発掘調査で確認している。具体には、地表から約20cmまでの浅い範囲に大正期の茶室に用いられていた東石等の近代の遺構を検出し、地表から約60cmの深い範囲で室町時代と想定される中世の遺構を検出した。

地上部の名勝指定を受けた庭園と、地下部の埋蔵文化財、この性質の異なる二つの文化財が共存していることが茶室周辺の特徴である。



図-10 名勝指定を受ける庭園（地上部）



図-11 近代の地下遺構（地表から約20cmの深さ）



図-12 中世の地下遺構（地表から約60cmの深さ）

(2) 設計検討に当たっての配慮事項

性質の異なる二つの文化財の保護、公開・利活用を前提とした設計検討が必要であったため、「a) 保護対象の優先順位の設定」、「b) 保護対象の状況に応じた設計検討」の順で検討を進めた。

a) 保護対象の優先順位の設定

当該地は、地上部に表出している良好な風致景観が評価され名勝奈良公園の指定を受けている。例えば、中世から近代に係る地下遺構全てに影響が無いよう保護層を設け、その上に基礎を設置する計画では、茶室周辺の飛び石が盛土で埋もれてしまい、最優先で保護すべき名勝としての価値が損なわれてしまうおそれがあった。中世、近代の地下遺構ともに、当該地の成り立ちを伝える重要な文化財ではあるが、近代の地下遺構は大正期の茶室、広くは庭園に関係する地下遺構にとどまることから、茶室の復元整備に当たっては、より文化財的価値が高い中世の地下遺構を保護することを優先すべきと判断した。

このことから、保護対象の優先順位を「地上部の名勝指定を受けた庭園」>「埋蔵文化財（中世の地下遺構）」>「埋蔵文化財（近代の地下遺構）」とした。

b) 保護対象の状況に応じた設計検討

茶室と庭園との関係を壊さないよう、茶家「藪内家」が他地域で建てた茶室等を参考に、現存する小間躰口前、貴人口前、水屋勝手口前の沓脱石と茶室の高さを調整した。

基礎構造の検討に当たっては、中世の地下遺構を保護するため掘削深を60cm未満とした。県取扱基準に基づく保護層厚み、建築基準法に基づく必要根入れ、ボーリング調査で確認した地耐力等を踏まえ、基礎の厚みを抑えるため配筋本数を増やした。さらに、庭園の一部である沓脱石や石積み等に干渉しない、近代の地下遺構に極力影響のないよう、基礎形状は布基礎（偏心基礎）とした。また、撤去した当時の茶室の東石は再利用することとした。

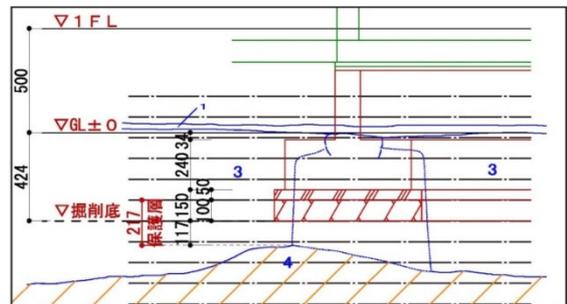


図-13 茶室基礎と中世の地下遺構の関係イメージ

(3) 関係機関との協議

「茶室の復元整備」を含む整備が当該地の価値をより高めるものとなるよう、2010年から有識者委員会、文化庁、奈良市から幅広く深く意見を伺ってきた。

5. 文化財の保護と公開・利活用の取組への提案

当該地では、以上のプロセスを経て工事に着手し、名勝奈良公園として文化財の保護を図るとともに、都市公園奈良公園として一般公開し、当該地の価値を公開・利活用すべく適切に工事を進めているところである。

本事業を一例に、今後増加が想定される文化財の保護、公開・利活用に資する整備事業の実施に当たっては、調査・計画・設計において、以下の3点に留意し取組が進められることが望ましいと考える。

- ・基礎調査の必要性（文献調査、発掘調査、庭園調査等）
- ・柔軟な設計検討の必要性（保護対象の優先順位、保護対象の状況に応じた設計検討、資材の再利用等）
- ・関係機関との十分な協議の必要性（有識者委員会、文化庁、地方自治体文化財部局）

6. おわりに

2020年のまちびらきに向けて、今後は、「掘削を伴う工事に際して、重要な遺構等が検出された場合の設計変更等」、「文化庁をはじめ、関係機関との継続協議」、「更なる奈良公園の魅力向上に資する当該地の運営方法の確立」に取り組み、着実に事業を進めていきたい。

謝辞：本報告を含み、当該地の事業推進に当たっては、京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センターの尾崎教授、仲教授、荻野氏をはじめ多くの方にご尽力いただいていることをこの場をお借りしてお礼申し上げる。

参考文献

- 1) 『名勝奈良公園保存管理・活用計画』，奈良県，2011
- 2) 『志賀直哉旧居の復原』，学校法人奈良学園，2009

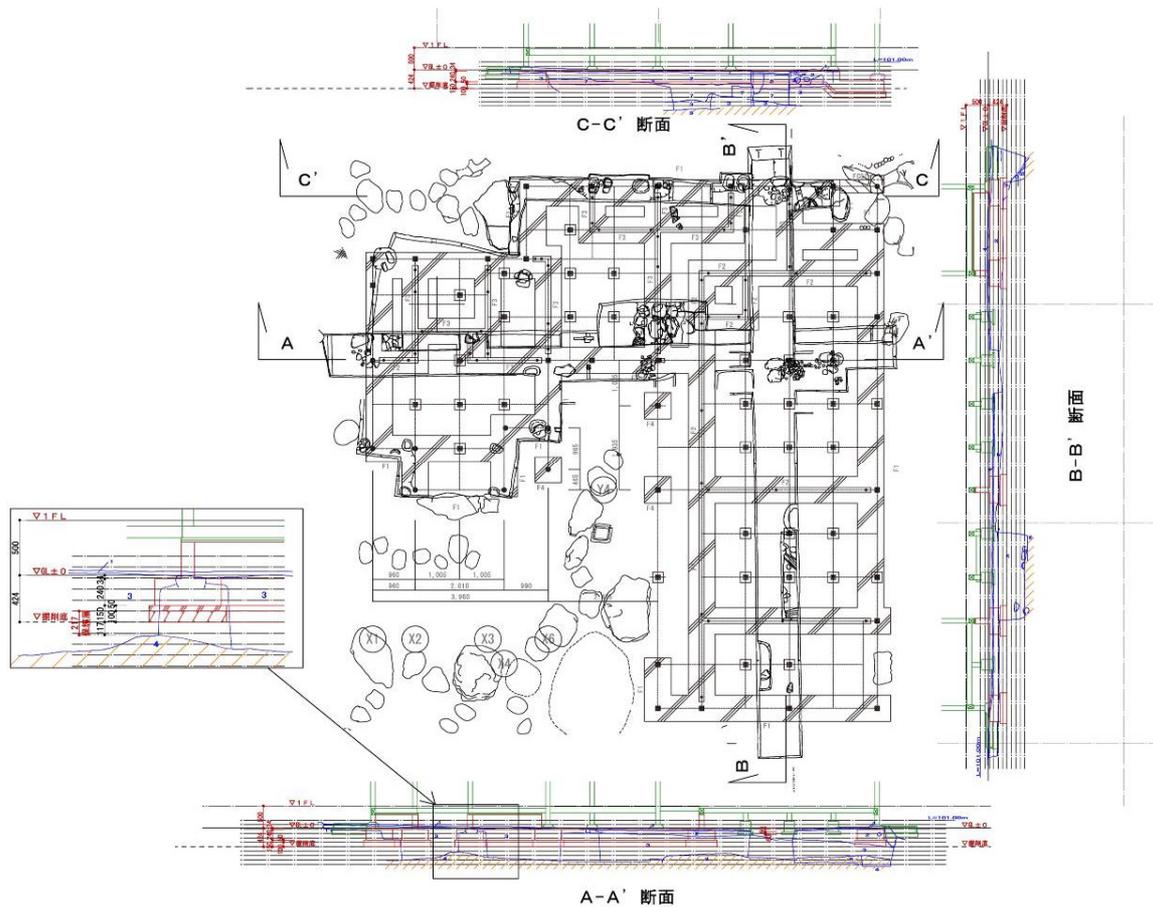


図-14 茶室基礎伏図、地下遺構と基礎断面図の関係



図-15 高畑町裁判所跡地の整備の進捗状況（左：園池，中央：石積み，右：茶室及び滝周辺）